

# 新型コロナウイルス感染症の影響に係る 国民健康保険料減免に関するQ&A

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免に関する質問をまとめましたので、申請をされる際の参考にしてください。

Q：申請の期限について。

A：令和3年3月末日を申請期限と予定しています。

Q：減免の対象となる保険料は？

A：減免の対象となる保険料は、平成31年度分および令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

ただし、国民健康保険加入手続きが遅れた場合は、令和2年2月分以降の保険料とします。

Q：令和2年2月から新型コロナウイルスの影響を受けている。平成31年度の減免申請も可能か？

A：令和2年2月1日納期限以降の保険料が今回の減免の対象となります。

令和2年2月又は3月から主たる生計維持者の事業収入等が新型コロナウイルスの影響を受け減少していると判断された場合は、平成31年度の減免申請をしていただくことが可能です。

Q：平成31年度と令和2年度の減免申請をしたいが、減免申請書は1部でよいですか？

A：減免申請書は1部を提出してください。減免を申請する年度にチェック✓を記入してください。

Q：令和2年中の収入見込みについて、どのように見込み額を計算すればよいですか？

A：令和2年2月以降の任意の1ヶ月の収入実績に申請月の翌月から12月までの月数をかけて計算します。

「事業収入等の状況申告書」にしたがって記入ください。なお、減免理由が「主たる生計維持者の失業や事業等の廃止」の場合、令和2年中の収入見込みは0円を記入ください。

Q：主たる生計維持者とは？

A：基本的には世帯主となりますが、実態としてほかにその世帯の生計を維持している方がいる場合は、申し出によりその方を主たる生計維持者として認めることができます。

Q：減免申請書の他に提出が必要な書類は？

A：減免申請の理由により提出書類が異なります。「提出書類チェックシート」にて確認をお願いいたします。

Q：令和元年中の「営業等・農業・不動産・給与・山林収入」の額は確定申告書のどの部分ですか？

A：確定申告書B第一表の、収入金額欄⑦営業等収入・⑧農業収入・⑨不動産収入・⑩給与収入、第三表の⑪山林収入を見てください。

なお、所得金額は、第一表の所得金額欄①営業等所得・②農業所得・③不動産所得・④給与所得、第三表の68山林所得を見てください。

Q：源泉徴収票を見ているが、収入はどの部分ですか？

A：収入金額は「支払金額」欄を、所得金額は「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。

Q：申請窓口はどこですか。淀江支所でもできますか。

A：市役所本庁舎1階7番の保険課窓口で受け付けますが、新型コロナウイルスの感染抑止のため、極力、郵送での申請をお願いいたします。なお、淀江支所では受け付けておりません。

Q：要件すべてに該当しますが、主たる生計維持者の前年の所得額が0円でした。減免申請は可能ですか？

A：計算式のとおり減免申請の対象とはなりません。

Q：減免申請をしましたが、令和2年度の国民健康保険料について納付する必要はありますか？

A：納期が到来する保険料はご納付願います。減免の決定には申請後1ヵ月程度お時間をいただく予定です（書類不備などによりさらにお時間がかかる場合がございます）。保険料を納め過ぎた場合は、減免決定後に還付通知を郵送します。

Q：令和元年中の確定申告・市民税申告がまだできていません。減免申請はできますか？

A：減免要否の判定や減免額の計算をすることができないため、減免申請を受け付けられません。

令和元年中の所得申告がお済みでない場合は、確定申告など所得申告のうえ、申請してください。

申告先：確定申告は税務署、住民税は令和2年1月1日の住民登録地の住民税担当課

（申告した結果、住民税や所得税が発生する場合があります。）

Q：この度の離職により雇用保険を受給する予定です。減免申請をする前に確認をすることはありますか？

A：非自発的失業による保険料軽減制度対象者（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34の方）であるか確認ください。該当する場合は保険証と雇用保険受給資格者証をお持ちの上、米子市保険課窓口にてお手続き願います。

この軽減制度に該当する場合、新型コロナウイルス感染症に関する減免対象とはなりません。

Q：非自発的失業による軽減を申請し、令和2年度分の保険料も軽減が適用されています。減免の対象となりますか。

A：主たる生計維持者が非自発的失業による軽減制度を適用されている場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については対象外です。

ただし、非自発的失業による軽減適用となる給与収入以外に減収見込みの事業収入等がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる可能性があります。

Q：国民健康保険の加入手続きが遅れ、平成31年度分について3ヵ月分の保険料が第8期（令和2年3月2日期限）に請求されました。第8期全ての保険料が減免の対象となりますか？

A：一部の保険料が対象となります。減免の対象となる保険料は令和2年2月1日から令和3年3月31日納期限のものです。国民健康保険加入の届出が遅れた場合、令和2年2月以降の実際加入月数で算出した保険料を減免対象額とします。

Q：収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響であるかどうか、どう判断するのでしょうか？

A：新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響を指します。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇、昨年中の離転職等が減収の主な原因など）を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断します。